

## 令和4年度（令和3年分）給与支払報告書の提出について

本市の税務行政につきまして、毎年業務多用中にもかかわらず、ご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、本年も給与支払報告書を提出していただく時期になりましたので、給与支払報告書を作成し、半田市内にお住まいの給与所得者分を期限内にご提出ください。

### 1. 提出期限

令和4年1月31日

※期限後に提出された場合、税額通知の送付が遅くなる場合があります。

### 2. 提出先

給与等の支払いを受けた方の令和4年1月1日現在の住所地（または居住地）の市区町村役場

※原則、従業員様の住民登録地を確認し、そちらへ提出してください。

ただし、居住地（実際に住んでいた所）が住民登録地と異なる場合は、居住地の市区町村へ提出してください。

⇒半田市に住民票がない方で、居住地が半田市の方については、住民登録地を確認させていただく場合があります。

### 3. 提出物

- ① 給与支払報告書（総括表）
- ② 特別徴収仕切紙
- ③ 給与支払報告書（個人別明細書）（特別徴収分）
- ④ 普通徴収理由書兼仕切紙
- ⑤ 給与支払報告書（個人別明細書）（普通徴収分）

②と④の仕切紙の様式については半田市ホームページ内の「給与支払報告書の提出について」に掲載していますのでご活用ください。

※①～⑤を一束にしてご提出ください。訂正などにより再提出する場合も同様にご提出ください。

### 4. 徴収方法の取扱いについて

地方税法第321条の4及び半田市市税条例第42条の規定により、給与を支払う事業主は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収（天引き）していただく必要があります。住民税を特別徴収できない方については、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に必ず普通徴収理由もしくは以下の符号を記載してください。また、普通徴収理由書兼仕切紙に普通徴収理由に該当する人数の記載をしてください。普通徴収理由もしくは符号の記載がない場合や普通徴収理由に該当しないことが明らかな場合、原則「特別徴収」とさせていただきます。

#### 【普通徴収理由】

符号	普通徴収理由
普A	他の事業所で特別徴収（乙欄適用者など）
普B	給与が少なく税額が引けない
普C	給与の支払いが不定期（給与の支払いが毎月ではない）
普D	退職者、退職予定者（5月末日まで）又は休職者（育児休業を含む）
普E	従業員が2名以下

### 5. その他注意事項

給与支払報告書を「特別徴収」として提出後、退職等により特別徴収できなくなった方がいる場合は「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。様式は半田市ホームページ内にご覧いただけます。

